

さいたま市行財政シンカ推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の幸せ(Well-being)経営の確立に向けて、専門的及び客観的な観点から、今後の市の施策のあり方について必要な助言等を得るため、さいたま市行財政シンカ推進会議(以下「シンカ会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 シンカ会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の幸せ(Well-being)経営の確立に向けて、今後の市の施策のあり方について必要な助言等を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行財政改革又はデジタルトランスフォーメーション(DX)に関し、今後の市の施策のあり方について必要な助言等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

(構成)

第3条 シンカ会議は、委員6人以内をもって構成する。

- 2 委員は、行財政改革又はデジタルトランスフォーメーション(DX)に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 シンカ会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理しシンカ会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 シンカ会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 シンカ会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、第2条の所掌事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 シンカ会議の庶務は、都市戦略本部行財政改革推進部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シンカ会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。